

2011年2月22日

NHK 経営委員・監査委員  
井原理代 様

## NHK 会長選考に関わる貴職の職務遂行についての質問書

NHK を監視・激励する視聴者コミュニティ  
共同代表 湯山哲守・醍醐 聰

貴職におかれましては、日頃より NHK 経営委員（常勤）・監査委員としての重責を果たすべく尽力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、当会は貴職にぜひともお尋ねしたいことがあり、予備的確認をさせていただいた上で、以下の通りの質問をいたします。

ご多用中とは存じますが、事の重要性に照らして、これらの質問につき、3月7日までに後掲宛に書面でご回答を下さるよう、お願いいたします。なお、ご回答にあたっては、各項目を一括してではなく、項目ごとに質問の趣旨に沿う具体的なご回答を下さるよう、お願いいたします。

### 質問にあたっての予備的確認

(1) 申しあげるまでもなく、監査委員は放送法第 23 条の 4 により、「役員<sup>1</sup>の職務の執行を監査する」ことを主な任務としていますが、ここでいう「役員」には経営委員も含まれています（放送法第 24 条第 1 項）。そして、放送法は監査委員がこの職責を果たす上で、「いつでも、役員及び職員<sup>2</sup>に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる」（第 23 条の 5）という強い権限を与えています。

(2) NHK 役職員が日々の職務を遂行する時の基本となる指針の一つに、「新放送ガイドライン」（2006 年 3 月作成）があります。このガイドラインは冒頭に「自主・自律の堅持」を掲げ、「全役職員は、放送の自主・自律の堅持が信頼される公共放送の生命線であるとの認識に基づき、すべての業務に当たる。日々の取材活動や番組制作はもとより、放送とは直接かかわりがない NHK の予算・事業計画の国会承認を得るなどの業務にあたって、この基本的な立場は揺るがない」（下線は引用にあたって追加）と明記しています。このうち、下線を付した箇所は、2005 年 1 月に発覚した ETV 番組改変事件が NHK 予算案の国会審議に先立つ時期に、国会議員への予算案の説明と絡んで起こり、政治家の意向を忖度した NHK の国会担当役員が番組制作現場に踏み込んで改変を主導したという前代未聞の汚点を反省する中から、新たに創設された規定であることはご存じのことと思います。

### 1. NHK 会長選考の経過とそこで生じた失態の原因ならびに貴職の責任について

先の NHK 会長選考では、一度候補者として打診し、受諾を得た人物に対して、後日、経営委員会側から受諾の辞退を要請するという前代未聞の事態を生み、「国民の信頼を失った」（平成 23 年 1 月 25 日開催、第 1135 回経営委員会での安田代行の発言）と認めざるを得ない醜態をさらけ出しました。こうした事態を生みだした経営委員会の責任は小丸委員長<sup>3</sup>の辞任だけで片づくものではありません。とりわけ、常勤の経営委員、指名委員会委員、監査委員として幾重もの職責を負って選考に関わられた貴職の責任はひとときわ重大と言えます。そこで、以下の点についてお尋ねします。

【1-1】 2011年1月15日に開催された第1134回経営委員会の後の委員長会見において記者との間で次のようなやり取りがあったと記録されています。

(記者) 今日、松本氏に打診したことをもう少し詳しく聞きたいのだが、小丸委員長が電話で話したのですよね。文言としてはどういうことを。

(小丸委員長) さきほども、少し言いましたけれども、まず、「全会一致で議決をしました」と。

(井原) 議決の報告ではなくて、打診のです。

こうしたやりとりを読みますと、事後に及んでもなお「議決の報告」だったのか「議決前の打診なのか」をめぐって小丸経営委員長（当時：以下同じ）と貴職の間で認識のずれが見られます。これと同様の認識の不一致があったことが、選考の途上でいったん候補者として打診し受諾を得た人物に経営委員会側から受諾の撤回を要望するという失態を生んだ原因の一つでもあったと指摘されています。

人事のイロハに関わるこうした点に関して、経営委員長と常勤の監査委員である貴職の間で意思疎通の欠如が生じていたことについて貴職はどのように受け止めておられるか、ご説明下さい。

【1-2】 2011年1月25日に開催された第1135回経営委員会において貴職は指名委員会を代表して次期会長の資格要件に照らして松本正之氏の適格性を説明される際、「1番目の『公共放送としての使命の理解』はこれからのことかもしれませんが、『公共的サービス』についての使命は十分わきまえていらっしゃると思います」と発言されています。

しかし、一口に「公共性」といっても鉄道が担う公共性と放送が担う公共性は異質なものであり、その組織の長に求められる資質もおのずと異なることは議論するまでもないことです。NHK 会長に求められる第一義的な資質は放送メディアの長にふさわしいジャーナリズム精神（指名委員会の言葉でいえば「公共放送としての使命の理解」）がどの程度かということであったはずで

この点を「これからのことかもしれませんが」などとあいまいな説明でお茶を濁し、鉄道と放送の「公共性」をひとくくりにして候補者の適格性を判断するのは極めて杜撰な選考と言うほかありません。この点を貴職はどのようにお考えか、ご説明下さい。

【1-3】 2011年1月15日に開催された第1134回経営委員会後の経営委員長記者会見の場で貴職は次のように発言されています。

(井原) ご本人に会わないで委員のみなさんが決めた1つの理由として、推薦者とは別に、たまたまよくご存知の方がいらっしゃったので、お2人から同じ推薦理由にたどり着いたということで、委員のみなさんが、とても納得したということはあると思います。複数のお声によって、信頼できる、と私どもは理解いたしました。

ここで言われている候補者（松本氏）と面識のある経営委員会内の推薦者とは経営委員の顔ぶれから考えて鉄道業界あるいは鉄道と関連した業界に属する経済人と想定できます。しかし、上記1-2で記した指摘とも重なりますが、NHK 会長に求められる資質に照らして候補者を選考するのであれば、当該候補者が属する産業界の推薦者の面識に頼るだけでは余りに不十分であり、当該人物がどの程度ジャーナリズム精神なり放送メディアの使命に関する理解なりを備えているかを審査するのが当然です。

そのような資質を判断するのに必要な情報を持たないまま、候補者と面談もせず、わずか一日の会合で決定するのは無責任極まりないものです。まして、会見の後で、「本日（1月15日）の次期NHK 会長選出についての経営委員長記者会見で会見出席者が、松本氏と、松本氏の推薦者との間で面識がないと発言しましたが、推薦者との間でも面識がありました。したがって、経営委員のうち2人が、松本氏

と面識があることになります」などという記者会見内容の一部訂正を掲載するのでは推薦者が有したと言われる「面識」の信頼性にも疑問符が付き、醜態に醜態を重ねるものと言わざるを得ません。

このような選考経過を辿ったことについて、貴職はどのようにお考えか、監査委員としての貴職の責任も併せてご説明下さい。

【1-4】2008年4月1日から適用されている経営委員の報酬支給基準によれば、常勤経営委員・監査委員としての貴職の年間報酬総額は2,256万円になります（間違っていればご訂正下さい）。これは先のNHK会長の選考当時、非常勤の経営委員長職にあった小丸成洋氏の年間報酬総額（633.6万円）の約3.5倍に当たります。

このことは経営委員長の職責に比して、常勤経営委員としての貴職の職責の重さがいかほどかを物語るものといえます。さらに、先のNHK会長選考に貴職が監査委員、指名委員会委員としての重責を担われた事実を考えれば、会長選考にあたって生じた上記のような失態の責任の相当部分が貴職にも帰すことを意味しています。

かりに、小丸委員長の独断専行が混乱の一因であったとしても、会長選考の審議の中核のポジションにおられた貴職には、そうした独断専行を抑止して経営委員会内のガバナンスを有効に機能させる責任があったはずで、まして、経営委員長一人の責任に帰せられない経営委員会全体の合議に瑕疵があったとすれば、貴職の連帯責任は一層、加重されます。ところが、今回のNHK会長選考の過程で露呈した経営委員会の失態、ガバナンスの機能不全について、貴職が何らかの具体的な責任をとられたという情報を私たちは寡聞にして知りません。

しかし、当会はこれまでに指摘してきた貴職の幾重もの職務懈怠に照らせば、常勤の監査委員を自ら辞されても不思議ではないと考えています。かりに現職にとどまられるとしても、経営委員の報酬はすべて視聴者が支払う受信料で賄われていることに鑑みれば、貴職が受け取られる月額・期末報酬のうちの常勤委員加算分の一部なりともを返上して、視聴者に対する職務懈怠の責任を明確にされるよう要望します。この点について貴職の意思をお聞かせ下さい。

## 2. 貴職が政党の部会に出席され、国会議員と交わされたやりとりについて

【2-1】当会が把握した情報（国会議員のブログ等）によれば、本年2月9日に開催された自由民主党の総務部会に、松本会長、安田経営委員長代行と同行して貴職も出席され、安田代行が、会長人選過程で候補者の名前が漏れたことを認め、「服務準則に違反した疑いがある」と発言されたことが論議を呼び、出席した国会議員から「この問題について、経営委員会でしっかり調査をしてもらい、報告を受けるべきだ」という意見が出たのを受けて、貴職が調査をしたい旨の発言をされたことと記されています（磯崎陽輔議員のホームページ；2011年2月13日、<http://www17.ocn.ne.jp/~isozaki/diary.html>）。このように記された発言をされたことは事実かどうか、ご説明下さい。

【2-2】2011年1月26日と2月16日に開催された民主党の総務部門会議に松本会長と安田経営委員長代行が出席し、国会議員と質疑が交わされたことが関係議員のブログ記事等に記されています。貴職もこれら2回の会合のいずれかに、または両方に出席されたのかどうか、お答え下さい。もし、出席されたのであれば、国会議員とどのようなやりとりを交わされたのか、ご説明下さい。

【2-3】従来、NHK予算の国会審議の前に、政党の部会または個々の議員の要請を受けて、NHK執行部が非公式に予算案の事前説明を行ってきたことは周知のところですが、これについて当会はそもそも、

NHK の予算・事業計画が国会での審議・承認を必要としていることが、予算案の事前説明・審議に名を借りた様々な政治介入の温床になってきたことに鑑みて、国会承認制の廃止を求めています。究極的には今日、多くの先進諸国で導入されているような独立放送委員会を設置し、同委員会または同委員会が指名した機関で NHK の予算等を審議し、議決するのが望ましいと考えています。

その上で、当面、NHK 予算等の国会承認制が続くとしても質疑は極力、国会の場でオープンに行なわれるべきであり、関係議員なり部会から事前説明を求められた場合でも、NHK としては予算立案に携わる担当役員が出向いて実務的な説明に徹し、実質的な審議は国会の場で行うよう求め、予算外の事項についてはやりとりを控えるのが、前記の新放送ガイドライン（下線部分）に掲げられた自主自律を堅持するのにふさわしい態度だと考えています。

この点から考えて、NHK の予算案の事前説明に、案の作成に直接関知されるわけではない貴職が同行され、しかもその場で予算案とは無縁な NHK 会長人事に関わる問題について議員と質疑に応じられ、経営委員の中に服務準則に違反した委員がいたかどうかを調査するとまで発言されたことに驚きを禁じ得ません。

本来、貴職が説明責任を負うべき視聴者に対して何ら事実経過も調査の必要も明らかにされていない事項について、メディアが緊張関係を保つべき政治の世界で服務準則違反云々の調査を約束されたことは、NHK の政治からの自立を監査委員自ら破る行為と評しても過言ではありません。NHK 役職員にコンプライアンスの遵守を促すことが監査委員の重要な職務の一つですが、ここでいうコンプライアンスとは不正の防止といった狭い意味にとどまるものではありません。それどころか、「公共放送の生命線」とまで謳われた「放送の自主・自律の堅持」こそ、貴職も含む NHK の全役職員に求められる最高のコンプライアンスです。

この意味で、貴職が政党の部会に出席され、経営委員会が自律的に判断すべき服務規律に関して応答されたうえ、特定の約束ごとまでされたことはコンプライアンスの監視役であるべき貴職自らが NHK の最高規範ともいうべき自主自律のコンプライアンスに抵触する行為を行ったものと言わなければなりません。

この点について、貴職はどのように認識されているかお答え下さい。また、今後、NHK の様々な業務について政党・国会議員から呼び出しがあった場合でも、政治からの自立に疑念を抱かせるような接触は慎み、職務上、必要な応答は国会の場で行われるのが妥当と当会は考えています。これについて貴職のお考えをお聞かせ下さい。

以上

ご回答は下記宛にお送り下さるよう、お願いいたします。

<削除>